

第3回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成15年6月7日(土) 14:30～17:15

●【開催場所】 田辺市 青少年研修センター 3階 大会議室

●【出席者】 委員15名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、西野稔治、
森正一、森口佳樹、山本甫、寄本勝美

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：真砂稔事務局長、中本政吉事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他

●【傍聴者】 一般24名、報道2社

(敬称略)

● 事務局から委員会の成立、傍聴、報道の注意事項説明、資料の確認。

(委員長)

本日は4つの議題があり、

1 番目は第2回検討委員会の検討内容の整理、

2 番目は第2回検討委員会資料の補足、

3 番目が紀南地域における廃棄物の現状と課題、産業廃棄物の問題、

4 番目はその他ということです。

確認ですが、第1回、第2回の検討委員会の議事録で問題等ございませんか。

(委員)

議事録については、趣旨に沿った形で出来る限り要約してください。

(委員長)

次回から議事録の簡素化を願います。

議事録については、確認いただいたということをお願いします。

1 番目の議題、第2回検討委員会内容の整理ですが、前は一般廃棄物の排出処理の現状と課題を中心に検討しましたが、「廃棄物の適正処理のために紀南地域の27市町村の関係者に共通認識を持ってもらう、さらに共通の行動をしてもらうことが是非必要である。また検討委員会で出されたことを実効あるものにするためにも、関係者の方に出席をしてもらいたい」という強い要望が出されました。本日は市町村の関係者の方も多数出席しています。これに関し事務局対応の説明を願います。

(事務局)

前回の委員会には、連絡調整会議のメンバーを通じて出席要請をしていましたが、事務局の要請が弱かったという反省から、今回は委員からの強い要望もありましたので、協議会会長名での出席要請、さらに連絡調整会議の場で代表者を通じて各団体の構成メンバーにも出席するよう要請しました。

当協議会の組織については、資料1をご覧ください。事務局と事業の調査、検討、企画立案を行うのが、ワーキングメンバーです。地域内をまとめていただける方、また長年廃棄物処理の仕事に携わっている方などで構成しています。

ワーキングで計画されたこと、検討委員会の検討内容等を参画団体へ報告、その意見集約をするのが、連絡調整会議の役割です。全ての団体の関係者を集めた会議も可能ですが、効率よく運営するためにこの会議を設けています。検討委員会で課題となった事項、協議会事業の計画、実施状況はこのメンバーが参加団体に説明し、意見集約を行います。

検討委員会の前後には必ずワーキング会議、連絡調整会議を開き、情報、進捗状況を参加団体に伝えています。両会議の構成メンバーは次のページに記載しています。

今回、連絡調整会議、ワーキング会議を5月21日に開き、第2回検討委員会の指摘事項を報告しました。

田辺地域では田辺周辺広域市町村圏組合の廃棄物専門部会から4名、御坊地域では御坊周辺広域担当主幹会議から3名、新宮地域では新宮周辺広域ごみ処理対策協議会の幹事会から3名、また産業界の参加組織からもそれぞれ連絡調整会議に参加しています。

(委員長)

前回の委員会では、一般廃棄物の排出・処理の現状と課題の説明を受け排出量の現状と課題では、

- ・各市町村のごみの計量方法
- ・生活系、事業系ごみの正確な区分の必要性
- ・ごみの排出原単位もばらつきがあるため、どう考えるのか

中間処理の現状と課題では、

- ・中間処理施設整備が進んでいない
- ・焼却灰の再生利用を考えていく必要がある
- ・ごみ焼却のエネルギーの回収も検討する必要

資源化の現状と課題も、

- ・広域処理をするなら分別方法の統一が必要であること
- ・ある程度の細かい分別、有料化は排出抑制になること
- ・RDF施設について吟味することが必要であること
- ・リサイクル技術について検討がさらに必要であること
- ・各種リサイクル法の市町村での取り組み状況を明らかにする必要があること

最終処分の現状と課題では、

- ・最終処分場が不足していることの現状を直視し検討する必要があること

等が挙げられました。今後もこのような事柄に関し一層検討することが重要であり、皆さんから意見をいただく必要があると考えます。

また、前回話のあった焼却灰の再生利用ですが、専門委員としての立場からの非常に詳しい報告を受けましたが、これについては後ほどその再生利用について検討する場がありますので、その時もう少し具体的に伺おうと考えています。

それから資源化の現状と課題でのリサイクル技術について、炭素化技術の意見がありましたが、今日各委員に資料として配布しています。精読し理解を深めてもらいたいと考えています。

前回の確認の意味でも何か質問等ございますか。

なければ2番目の議題、「第2回検討委員会資料の補足」に入ります。前回、資料等の収集整理が不足していたために事務局が再度資料を整えました。よって前回の補足説明そして宿題の回答を事務局から願います。一般廃棄物の排出・処理の現状と課題からです。

(事務局)

第2回検討委員会の資料13ページ、図2-2-4市町村別ごみの排出原単位にあるように、紀南地域のごみの排出原単位は平均して1,148gです。今日の資料3「総ごみ排出原単位での比較」に平成13年度の県平均は1,149gとなっています。

市町村別では田辺市、新宮市、御坊市など人口集中地域からの排出量が多くなっています。しかし「この数字の計量方法に問題はないか」、「事業系ごみの量の差が大きい、生活系との区別ができていないのか」などの指摘を受け、再度市町村に確認を行い、結果を資料2、3にまとめました。

その結果、計量器が無い施設や事業系ごみの算出方法の違い、収集方法により事業系ごみが生活系ごみに算入されていること、また事業系ごみの認識が市町村間で格差があることが分かりました。

田辺市の場合、一般家庭では有料指定袋制度に基づき、可燃、プラスチック、資源、埋立ごみを収集日に収集します。一方事業者ですが、スーパーなど多量排出者は一般廃棄物収集運搬許可業者と契約し収集運搬しており、これは事業系ごみとして、また官公庁が主ですが、直接処理場へ搬入したものも事業系ごみとしてそれぞれ計量しています。

しかし、排出量の少ない事務所、個人商店などは事業者用の分別指定袋を購入し排出していますが、家庭ごみと同じパッカー車で収集されていますので、その分は生活系ごみとして計量されます。また店舗付き住宅などからは、一般家庭用袋にて排出されることもあり、生活系、事業系ごみの正確な数量は把握できていません。よって生活系、事業系の区別は重要ですが、正確に計量できていない状況ですので、一般廃棄物の総排出量を各市町村別に表しましたのが資料3の棒グラフです。比較の欄で線を引いていますが、これが県の平均値1,149gで、数値が大きい所は御坊市、南部町、白浜町、新宮市、串本町、那智勝浦町などです。

白浜町、串本町、那智勝浦町は観光地であり、観光客から出されるごみが多く、定住人口で考えると高くなります。

南部町では、地場産業である梅の加工業者が多く、そこから出される事業系ごみが多量にあると考えられます。

田辺市、新宮市、御坊市は官公庁、学校や大型スーパーなどからの事業系ごみが多いためと考えられます。また生活様式も関わってくると考えます。人口の少ない所、高齢化や過疎化の進んでいる地域では、人口年齢が高くて農業地域でもあり、自給自足の方が多く、ごみの排出自体が少ない。一方若い世代の多い地域では、コンビニ等の利用で多くのごみが排出されることも考えられます。

事業系ごみで多いのは、飲食店、大型スーパー、官庁などであり、田辺市では振興局、市役所、学校などから年末や異動時期等に多量のごみが出され、事業系として計量されます。この事業系ごみ年間9,852tが排出され、可燃ごみは84%の8,258tとなっています。

事業系ごみの排出抑制・減量について、田辺市では多量に排出する事業者に対して、書類ごみの減量、リサイクルの推進依頼をお願いしています。

白浜町では、大規模施設にごみ減量計画の提出を促したり、商工会を通じて事業所に減量の申し出をしたり、また一定規模の宿泊施設には生ごみ処理機への補助、保存用冷蔵庫の設置を指導したりして、ごみの排出抑制に努めています。

大きな課題である「ごみの排出量が多い」ことに対しては、家庭からのごみ排出抑制も考えねばなりません。事業系ごみをどうしていくのか、行政としてどんなに事業者に指導していくのか、が大きな課題であると考えています。

(委員長)

今の説明にご意見等ありませんか。特に事業系ごみの課題提示がありましたましたが、それについても何かありませんか。

(委員)

新聞報道にもありましたが、中辺路町の計画に地域住民が反対して終結したことに敬意を表したい、公共のことをよく考えてくれたと思います。また事業系ごみが埋め立てられた所を購入し、住宅を建てたところ、地盤沈下し、社会問題となっている。大阪のフェニックス計画ですが、事業系のごみを何でもいいから埋め立てている感じですから、我々も事業系のごみについて、埋め立てることを許してはいけないと思います。

(委員長)

次の中間処理の現状と課題の説明をお願いします。

(事務局)

前回の資料15ページ、図2-2-5にあります。13年度の計画処理量127,902tの76%にあたる97,440tを直接焼却しています。これは中間処理量全体の86%を占めています。地域別に見ると御坊・日高地方の計画処理量の86%、田辺・西牟婁では76%、新宮・東牟婁では75%をそれぞれ直接焼却しています。

御坊地域が高いのは、資源化可能な紙類を直接焼却しているためです。市町村で高いのは南部町、日置川町、新宮市、那智勝浦町で、ごみの排出量の高い白浜町は直接焼却率は僅か61%です。

焼却以外の中間処理施設としては、粗大ごみ処理施設761tとありますが、これは粗大ごみを破砕する施設です。

資源化等を行う施設は、収集したごみを容器包装リサイクル法に基づき、かん・ビンに選別し、地域外の中間処理業者に引き取られるまでの保管施設がほとんどです。

御坊・日高地域では資源化施設として3,605t、那智勝浦町では1,564tを三重県へ、白浜町では2,440tを田辺市の業者が引き取っています。

田辺市は市内に中間処理業者があるため、資源化施設ではなく直接資源化になり、直接再生利用量の7,481tの内2,473tを占めています。

その他施設1,566tは、田辺市の収集したプラスチックごみからペットボトルを抜いた残りのものを圧縮・減容処理するもので1,247tあります。

資料16ページにあるように、当地域ではリサイクルプラザのような再生利用の施設は無く、粗大ごみ破砕施設、容器包装リサイクル法の選別・分別、保管施設が主な施設です。

焼却施設の整備状況は、資料4にも記載していますが、16カ所の施設中3施設が休止中です。施設の耐用年数は、減価償却からいうと15年、一般的には20年程度と言われているが、この15年を上回る施設はいくつかあり、ダイオキシン類削減対策工事はしているが、本体自体が老朽化している施設もあります。このためオーバーホール、定期点検に係る経費が増える傾向となっています。

前回、質問がありました焼却施設の余熱利用の状況ですが、ほとんど有りません。田辺市の100tが一番大きく、全体的には焼却能力が小さく、24時間連続運転している施設も無く、田辺市外5施設が場内温水に利用されているのみです。田辺市では、収集の職員が使用するシャワーの温水として利用しています。

(委員長)

今の中間処理のことについて、意見などありませんか。

(委員)

資料４の「処理方式」と「炉形式」とありますが、各用語の説明をお願いします。

(委員)

処理方式で、月曜から土曜まで24時間連続運転して日曜日に休止しているのが「准連続運転」、朝火をつけて夕方までというのが「バッチ運転」です。

通常大型炉では24時間運転しますが、それを「連続運転」といいます。炉形式の「ストーカー式」は、ごみを燃やす台が動きます。その上にごみを乗せ動かし、下から空気を送り、ごみを燃焼させ連続して運転できるようにしているものを言います。火格子の上にごみを乗せ下から空気を送り燃焼させ、燃え尽きたら灰を外へ出すのが「固定床式」です。「流動床式」は、砂の入った釜に可燃物を入れ下から空気を送ります。砂が循環しごみが燃焼される方式で近代的なものですが、大型の不燃物が入ると不具合が出る欠点もありますが、灰がきれいである利点もあります。これは大型炉に普及してなく、150tぐらいまでであり、大都市の何百tというのは、すべてストーカー式を採用しています。

RDFは廃棄物を固形化燃料に加工するもので、乾燥し臭いもなく他の炉で燃やすことができるものです。

(委員)

太地町ではリサイクル率が90%前後になっていますが、ストーカー式の炉の使用もしているのか、またRDFの引取先も併せてよければ教えていただきたい。

(事務局)

昨年の12月以降は、ダイオキシン類特別対策法や廃掃法の規程により、ストーカー式の炉は使用していないようです。またRDFの引取先については、確認していません。

(委員)

休止中の焼却炉が3カ所あり、古座川町は熊野川広域へ搬入と聞いているが、残り2カ所はどこで焼却してもらっているのか。

(事務局)

龍神村は平成14年12月から田辺市へ搬入しています。古座町は串本町へ搬入されていると聞いています。

(委員)

RDFについては、様々な意見があると聞いている。学識委員の意見を伺いたいが。

(委員)

RDFは加工時にエネルギーが必要であることは確かですが、大量に長期間ストックが可能です。

三重県では県が中心となり処理センターを作り、RDFを引き受けて一括して大型のごみ発電プラントに利用することを厚生省も後押ししていました。

例えば焼却工場は、煙突が必要ですが空港近くでは建設できません。また、一般廃棄物は市町村固有の事務であり、自己で処理する義務があり市町村も苦慮しています。

(委員)

龍神村の施設は比較的新しいのですが、休止中です。その理由は？

また、南部・南部川村環境衛生事務組合の施設は1972年の使用開始ですが、今も使用できているのかどうか。

(事務局)

龍神村の施設は、小規模施設であり、ダイオキシン類削減対策に適応できなくて廃止しました。現在、龍神村は田辺市へ搬入し処理しています。

南部町・南部川村の施設はダイオキシン類削減対策の工事をを行い、現在稼働中です。

(委員長)

次に資源化の現状と課題、最終処分の現状と課題について、説明をお願いします。

(事務局)

資源化の現状と課題ですが、仮に施設整備が必要となった場合、各市町村の分別状況が今のままであれば、その施設の候補地となった地域から「分別ができていない地域のものを受け入れができない」という声上がるのは当然だ、と前回の委員会にて話がありました。前回の資料15ページの計画処理量のわずか6%の7,481tを直接資源化しています。資料17ページ、図2-2-6、この分別数についても市町村により別々であり、容り法関係の選別は行っているが、収集は一緒にしているため、数字が少なかったり、拠点回収しているものまで一緒に入れているため数字が大きくなったりしています。

このため、より解りやすくするため、資料5に各市町村毎の状況を表しました。その中の(環境省への報告分別数)の意味は、実際の定期収集の数であり、分別数が多いのは新宮市、白浜町、田辺市、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、那智勝浦町などで東牟婁郡の分別が進んでいますが、西牟婁郡では進んでいないと言えます。

前回「田辺市のプラスチックごみのリサイクルはどうか」との質問がありました。田辺市は昭和63年度から現在の分別収集体制を始めましたが、当時焼却炉の老朽化が進み、プラスチックごみの焼却は炉の損傷が進むため、その分別を始めた訳です。ペットボトルを選別しようとしての分別ではありません。現在、ペットボトルは選別していますが、それ以外は、破碎し、圧縮・減容した後、埋立てていることから、最終処分量が多い原因の一つとなっています。

各市町村の収集方法が異なり、分別、選別品目の統一はされていませんが、資源としての回収は進んでいます。新宮市、白浜町、田辺市、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、那智勝浦町は分別、排出抑制の取り組みが進んでいると言えます。

参考資料1、田辺市の容器包装発生量と回収量の推計(現状と課題)ですが、発生量は推計値で統計数値を利用して表わしています。缶・びんは同じ袋で回収していますので、中身を案分した比率で数字を出していますから正確な数字ではありませんが、目安としてお願いします。金属類は75%、ガラスは73%、ペットボトルは23%ですが他のプラスチックのリサイクルは0%、紙類は22%しかなく、団体回収はしていますが、焼却されることも多くなっています。次ページは田辺市の処理フロー図ですが、参考としてご覧ください。

拠点回収、団体回収は家庭のものがほとんどであり、事業系ごみの団体回収が行われていないため、資源化を進めるには、事業系のごみの分別、資源化が大きな課題と言えます。

団体回収を進め、直接再生量を増やすことが排出抑制を進められると考えます。これは行政だけでは不可能であり、費用などの問題もあり、住民の方の協力が重要です。

分別、資源化の取り組みは、排出原単位にも現れており、容り法に取り組み、資源化を推進している地域では、事業系のごみの多い所を別にして、排出原単位は低く、取り組みが遅れている地域は、排出原単位が高くなっています。遅れている原因としては、

- ・対象品目の排出量が少ないこと
- ・その品目を回収、選別、保管する費用がかかる

ことが考えられます。

資料5、日置川町、すさみ町の収集は燃えるごみ、燃えないごみの2分別のみ、今後資源ごみの分別も検討されるようですが、合併、統一化計画を進めるに当たり重要なこと、と考

えます。「廃棄物専門部会」においても、これを取り上げて話をしております。

資料6、6-1、各市町村のごみ処理手数料の状況を表していますが、各市町村毎、まちまちとなっています。17市町村が有料制で指定袋を用いて収集しています。10町村は無料です。また事業系ごみは、区別して処理する所は有料化しています。

生活系ごみは御坊・日高地域は全て有料制、田辺・西牟婁は有料制・無料制が半々、新宮・東牟婁は串本町以外は無料制となっています。無料化はごみの減量、リサイクルに真剣に取り組んでいる方とそうでない方との不公平を生じさせてしまうことや事業系と生活系ごみが混じっている状況から、事業系ごみは事業者処理責任があるのに、住民の税金で事業系ごみを処理していることとなります。

このごみの有料制・無料制についても、今後処理施設の整備、資源化への検討と同じく統一化に向けた検討が必要であると考えます。

(委員)

資料6-1の収集手数料ですが、新宮市は世帯人数に応じて無料袋があり、それを越える世帯では表のとおり有料となるのであり、その無料の範囲になるよう、自分は考えてごみを出していますので訂正をお願いします。

(事務局)

訂正します。

(委員長)

今の説明で意見等ありませんか。

(委員)

ごみ処理の費用ですが、田辺市は11年度で8億円と聞いているのですが、最近の数字で27市町村のごみ処理費用は？

(県)

手元に用意してませんが、平成11年度の県全体としての一般廃棄物の処理費用は、施設整備費を別にして143億円だったと思います。一人当たり約13,000円あまりで、全国平均と同じような数字であったと思います。焼却施設、処分場等の建設費用、或いは建設時の借入金の返済費用などは含んでいません。資料を提出したいと思います。

(委員)

容り法があるにも関わらず、各市町村がそれを遵守する姿勢が欠けているように思います。新宮市の場合は、田辺市を参考にして新宮方式を考えた経緯もあるが、田辺市でさえなぜ容り法が実施されないのか、また県として容り法を遵守するよう指導があったのか。

(県)

基本的に一般廃棄物の処理は自治事務であり、法律が制定された時には、県は内容の周知及び施行に必要な指導はします。容り法では回収された廃棄物の処理を指定法人ルートで行った場合に、市町村はペットボトルなどの収集、保管の費用を負担しなければなりません。これは一例ですが、法を守るためのしわ寄せが市町村にきているという現状があります。ですから県が市町村に法の施行を強権的に迫るべきではなく、最終的には市町村の判断に委ねるしかない、と考えています。

(事務局)

市町村の収集・保管に費用がたくさんかかること、また対象品目があまり排出されていなかったこと、田辺市では、食品トレーはスーパーでの拠点回収を行っているが、容り法に基づく分別収集計画において、白色トレイなどの収集分別体制を検討中です。

(委員)

容り法は強制法ではなく、使用するか否かは市町村の自由であることを知っておいて欲しいと思います。また有料化の資料からですが、事業系ごみの料金については、各市町村が実際にかかっている費用のおそらく何分の一でしょう、政策的な配慮から低く抑えられているのですが、どの程度抑えられているか、その実体をいつでも結構ですから、資料として出していただけないか。

(委員長)

資料を事務局お願いします。

(委員)

布・繊維類の資源化ですが、新宮市、白浜町が資源化の後焼却しているが、新宮市は業者に委託し、資源化されています。白浜町はどうなのか。

また1997年6月14日付けの新聞からですが、日置川町のごみ焼却場のダイオキシン濃度が最高値を記録した、となっているが、今はその対策工事はされているだろうが、その記事の中で当時「今後、分別収集を徹底する」というコメントが載っている。しかしこの資料では、ごみカレンダーが作成されていない、ガラスなどは埋め立てとなっているとかの現状である。すさみ町、古座川町も同じであるが、27市町村でかなりまちまちであることから、統一できるよう努力して欲しい。

(県)

日置川町やすさみ町の話がありましたが、基本的には市町村の自治事務であり、県として強制する権限はありません。しかし県の廃棄物処理計画の中では、分別を進めることにしています。県としては、分別の資料などを皆さんに配布し、議論してもらい、さらに住民の方々にも理解してもらい、何とかしなければ、と思ってもらえるような情勢を作ることだと考えています。

(事務局)

白浜町の布類については、良い物のみを国内で選別し中古として輸出しており、残った物は業者が処理しているようです。

また、この委員会でのことは、広域圏の担当課長会議にて報告します。また広域化計画においても、市町村合併のこともあり、それに応じた体制を取らねばならないことを今後伝えていき、市町村のレベルアップをしなければならないと思います。

(委員長)

一般廃棄物の資源化状況は非常にまちまちであります、それを放置はできません。今後は、市町村レベルで住民の方々の理解を得ながら、資源化をどんなに進めていくかが大きなテーマになると考えます。

(委員)

2年間の検討を経て結論を出すのであり、委員の顔ぶれなどを見ますと、この委員会の存在価値は大いに有ると思います。

市町村に強制はできませんが、例えば、この委員会で分別の基準を定めて、各市町村の状況を明らかにしたランク付けなどを行い、そのレベルを上げるように努めるなどすれば、分別が進むのではないのでしょうか。簡単なものでいいから分別を奨励するためのものですから、私もそんな案を持っていますので、機会があれば出したいな、と思っています。

(委員)

新宮市は、このデータから見ると県内では先進的な取り組みをしていると思います。取り

組まれた関係者の方には敬意を表します。しかし、生ごみを焼却しています。それは大変なエネルギーが必要となり、新宮市の説明では10kgの処理に700円かかる、とのことであるがその中身はほとんど生ごみである。一方、古座町では堆肥化しているとの報道がある。考えるに、生ごみを焼却することは理屈に合わない。私も以前勤務していた所、或いはNEDOなどから資料を収集していますが、何とか焼却せずに再生できる良い考えをこの委員会で創出できたらいいと思いますので、今後学識委員の考えを伺いたい、と考えています。

(委員)

平成12年に食品リサイクル法が施行され、年間100t以上排出する事業者への指導、勧告が可能と聞いたのですが、27市町村で対象業者の数、またそのリサイクルをしている業者があるのかどうか。

(県)

農林水産部に聞いたところ、この法に基づいたリサイクルを行っている業者はない、とのこと。全国的にも取り組みは進んでいない、と聞いています。ただ、白浜町では、業務用の生ごみ処理機の購入補助をしています、広域的には不明です。

(委員長)

今提起された生ごみの資源化については、全国的にも先進的な取り組みをしている所もあります。委員の中にも熱心に取り組んでいる方もおられます。この委員会でも議論していきたいと思います。この取り組み事例、県内の関係業者などについて、データの提出、等をお願いします。

時間の関係から、次のリサイクル法についての説明をお願いします。

(県)

資料の廃棄物リサイクル関係法体系について説明します。

平成12年に循環型社会形成推進基本法をはじめとする廃棄物リサイクル関係法が制定され、法体系が整備されました。まず、循環型社会形成推進基本法により、基本的な枠組みが定められており、これにより廃棄物処理の順序が定められ、最初は排出抑制、次に再利用、その次はリサイクル、それができなければ熱回収、最後に適正処理となります。これを行うことにより、循環型社会、つまり廃棄物の発生が抑制され、資源の循環的な利用が促進され、適正な処分が確保される事により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成することを目標としています。国は今年の3月、循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

廃棄物処理法ですが、これは廃棄物の適正処理を定めた法であり、廃棄物に関する許認可、規制について定められています。

資源有効利用促進法は、事業者向けにリサイクルしやすい環境を整えるような基準を規定した法律です。

以下には、容器包装リサイクル法をはじめ、それぞれの物品の特性に応じたりサイクルを進めることを規定した法律があります。

容器包装リサイクル法では、消費者は分別して排出し、市町村は分別して回収し、お金をかけないとリサイクルができないものについては、それを製造した事業者やその製品を使用した事業者がお金を負担してリサイクルを進めようという法律です。この法律に基づく分別収集を行うのか、行うなら何を抽出するのか、収集時に種類を別々にするのか、一緒にするのかなどがあり、この法律での分別収集方法は市町村が選択できます。住民の方々にどこまで分別をお願いするのが市町村の判断となるので、先ほどの収集の実体となるわけです。

この法律を適用する場合、分別収集計画を作成する必要があり、県内49市町村でこの計画が作成されております。

家電リサイクル法は、消費者が直接小売店に、家電を持ち込み、リサイクル費用を負担し、メーカーがそれを回収する法律で、平成13年4月から施行されています。冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビの4品目が対象で、メーカーは県内に3カ所の引き取り場所を設けて、小売店から回収しています。県下では平成13年度に64,400台、14年度は75,400台が回収されています。

建設リサイクル法は、建物を解体したりした時に排出される建設副産物のリサイクルを進める法律です。

食品リサイクル法は、食品の関連事業者は一律に遵守することとなっており、年間100t以上排出する事業者が国の掲げる目標を達成できない場合には、勧告、指導を受けることとなっています。

自動車リサイクル法は、平成16年度中に施行予定で、施行以前の自動車については車検時にリサイクル費用を徴収、施行後に販売される自動車には、リサイクル費用が上乘せされると聞いています。

グリーン購入法、主に官公庁に關係するもので、リサイクル商品の調達目標を定め、その調達を促進しようという法律です。県では毎年指針を出して環境に優れた商品の購入を促進しています。

以上が各種リサイクル法の概要ですが、いずれも排出抑制を前提に、それでも排出された物はリサイクルなどをしなければならないという考え方であり、県としても皆さんに法の趣旨とともに、排出抑制の必要性を理解していただく努力が必要と考えています。

(委員長)

この一般廃棄物の問題はいろいろ重要な課題などがありまして、簡単には結論が出る事はありませんが、検討としてはこれで終了します。

それでは委員長として、取りまとめの件についての提案をしていきます。大きな論点として一つは「発生抑制、資源化の問題」、これは27市町村でかなりのばらつきが見られること、全体的に見て発生量が多いが資源化が遅れていること、これらを解決しなければごみの適正処理の方向は見えない、この認識は委員の共通したものだと考えます。

一般廃棄物については「発生抑制、資源化」を積極的に進めていくことを基本として、2回目、3回目に各委員から出された意見を踏まえて事務局に具体的な対策について、原案をまとめてもらい、次の機会に議論していただきます。

もう一つ「中間処理・最終処分の施設整備について」ですが、紀南地域内の各市町村内で非常に事情が異なっている、田辺市等人口が多い所、白浜町などの観光地、高齢化、過疎化が進む地域などの地域事情が大きく違うため、その中間処理・最終処分の最良の形を見いだすことは非常に難しいことでしょう。一方で各施設が非常に老朽化していることや県外施設への依存が高いことは放置できない問題です。そのためこれからどうするのか、やはり基本は発生抑制、資源化を進めることで、中間処理もちろん、最終処分の量を減らすことが重要です。よって最終処分の量的な抑制を行う、そのためにも各市町村が連携し一般廃棄物の発生抑制、資源化を進めながら、処理の施設整備にも検討を加えていく、ことが重要である。

今、私がつまめた事は、ほぼ委員の方の共通認識であると思います。それらのことを整理し、事務局に原案の提出を願います。

以上のことで、皆さんよろしいでしょうか。特に付け加えること等ありませんか。

(委員)

基本的には言われるとおりで賛成です。ただ委員会は、事務局で資料を作成し、委員長が進めていただけていますが、各委員は、この問題について、各々具体的な提案等を持っていると思います。各委員からの提案等については、どのように取り上げてもらえるのか、教えて欲しい。

(委員長)

貴重な意見です。私としても事務局案にすべて賛成、ということにはしたくないので皆さんから提案を出してもらい検討を加えていくことになると思っています。事務局としてはどうでしょうか。

(事務局)

今までの検討から明らかなように、市町村の施策が非常に相違しています。そのため正確な数字等を明らかにしたく、再度アンケート調査を実施する予定です。

それに併せて各委員さんの提案等を聞かせていただく場を持たせてもらい、アンケート調査の結果と、その提案等を委員会に提出することで、よろしいでしょうか。

(委員長)

委員さんは積極的にいろんな方法で、一般廃棄物の発生抑制、資源化、処理施設整備について提案等を行っていただくことをお願いします。

(委員)

食品リサイクル法のことですが、古座、古座川、串本町でごみのこと、特に生ごみについて、何とかしなければということで、3町長が最近先進地の視察に行きました。昨日も串本町長と「いろんな方法もあり、やれば案ずるよりも生むが易しということもあり、がんばりましょう」と話し合いをしましたが、「県内の行政がまだどこも取り組んでいないため、いろんな事に不安がある」とのことです。しかしどうしても取り組みたいという思いは強く、またこれは取り組まなければならない、という気持ちから、先日県にも申しましたが、とにかくモデル事業として、県のバックアップをいただけて行いたい。住民、議員、町長さんたちもやりたい、支援をいただきたいという思いもあり発言させてもらいました。

(県)

県としては、生ごみの堆肥化を否定しているわけではありません。家庭からの厨芥(台所ごみ)は一般ごみの4割で、その85%が水分と言われています。だから方法次第で大きく減量化が可能ですが、先ほども申し上げましたように、その部分は市町村の自治事務です。

また、産業廃棄物問題をどうしようかということから、県のモデル事業としてこの議論がスタートいたしました。紀南地域は、フェニックス計画対象区域外である等のことから一般廃棄物にも大変苦労している、それなら一緒に議論しようということで、一般廃棄物も議論の対象となったわけです。

ですから、生ごみの堆肥化等についての議論は必要と考えていますが、「生ごみの堆肥化に対する県の支援」についての議論は別の場をお願いします。生ごみの問題は紀南だけではありません。紀北の23市町村も同じ問題を抱えていますので、堆肥化に対する県の支援については、紀北地域も含めた議論が必要であることをご理解願います。

(委員)

今の県の回答は非常に現実的に考えれば理解できます。ただ以前もらった「県廃棄物処理計画」に書かれている冒頭の県知事の言葉から考えますと、県はもっと廃棄物の減量化などを理解して、一市民として考えていく姿勢が必要ではないか、と考えます。

(県)

ご意見として承ります。行政は、ルールの上で動いており、この場でいろんな事を議論していただくのは結構ですし、一般廃棄物の減量化についても同じです。しかし一般廃棄物の堆肥化に県が支援しなさいとの議論は、切り離して行って欲しいと思います。

(委員長)

委員長としてまとめさせてもらいます。一般廃棄物の中で生ごみの資源化は非常に重要な問題であることは確認してもらったところですが、そのことを県で支援するか、しないかは別で、この委員会で議論をしなければならないことです。むしろこの委員会で議論する中で紀南地域からそのモデルを作り上げていく考え方をお願いします。まずこの委員会はその機能を果たすべき場ですから、県の支援等については別にしましょう。

それでは3番目の議題、資料21ページからの、産業廃棄物の排出・処理の現状と課題及びし尿・浄化槽汚泥の排出・処理の現状について、説明してください。

(事務局)

前回の資料21ページにもあるように、当地域では県全体の11%を占める403千tの産業廃棄物が発生しています。特徴としては、全体的に見ると製造業からの発生は少なく、地場産業からの発生が多くなっています。業種別では建設業から約60%に当たる242千t、家畜ふん尿20%の80千t、製造業他から残りの20%の約82千tが発生しています。

種類別では、図2-3-3にあるように、建設系のがれき類が全体の56%の226千tが全域から発生しています。家畜ふん尿については、美山村、中辺路町、古座川町から多く発生しています。また下水汚泥が6千tあり、白浜町、串本町、太地町の公共下水道が稼働している地域から発生しています。

鉱業汚泥15千tは由良町の採石場から、有機性汚泥は田辺市や南部町等の梅加工や上富田町、川辺町のジュース類の加工場から出ています。

建設系の木くずは工務店、大工さんなどの建築関係から14千t、製造業系の木くずは製材、木工所から6千tが出ています。

梅加工、水産加工、食肉加工からの動植物性残渣が5千t、製造業無機汚泥11千tは御坊市の紙加工業、上富田町のボタン製造業から出ています。

感染性医療廃棄物は、病院など医療関係から発生しています。

市町村別では図2-3-2のとおり、田辺市、御坊市、新宮市、白浜町、上富田町などから多く発生しています。

建設業からは、どの市町村からも発生しています。

製造業では、由良町、田辺市、御坊市、白浜町、美浜町、南部町等から出ています。

また田辺市では、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡から一般廃棄物として収集された缶・びん、プラスチック類が市内の中間処理業者へ持ち込まれ、処理されたものを産業廃棄物として県外へ出ているのが特徴です。

白浜町では水産加工業、食肉加工業から多く排出されています。

発生した産業廃棄物の処理責任は排出者にあり、排出者が自ら処理する自己処理、産業廃棄物処理業者へ委託する委託処理に分けられます。

資料22ページにありますが、自己処理量は186千t、委託処理が217千tとなっています。自己処理とは排出事業所内で、資源化のための売却、脱水処理による減量化を行うことを言います。

種類別の処理方法は表2-3-1にあり、委託処理の処理先の詳細は24、25ページの表に

あります。建設業からのがれき類については、発生量226千tあり179,900tが委託処理され、このうち地域内において157,600tを資源化しています。

また主に三重県ですが、県外でも1,400t資源化しています。一方最終処分は地域内で17,200t、県北部で900t、県外で2,600tが処理されています。

家畜ふん尿は、100%地域内で自己処理しています。

当地域の産業廃棄物の特色である梅加工、水産加工からの有機性汚泥は11,200tが発生し、10,800tを自己処理、400tを委託処理しています。このうち200tを地域内で資源化し、残り200tを県外で最終処分しています。

同じく動植物性残渣は、5,000tが発生し、4,600tを委託処理しています。このうちの2,100tを資源化目的として徳島県で処理しています。

田辺市などの廃棄物中間処理業者から出るガラス、陶磁器類のほとんどが三重県などで最終処分されています。

このように、産業廃棄物は約403,000tが発生し、資源化するものが173,700tあります。地域内では、がれき類を中心に166,200tを資源化していますが、6,200tを県外へ資源化処理の依存をしています。

また最終処分量は、約43,100tあり、地域内で処分されるものは19,900tですが、これらはがれき類、木くずなど安定型処分場において処分できる廃棄物がほとんどで、廃プラスチック類、有機性汚泥、製造業無機汚泥、動植物性残渣など管理型処分場での処分が必要な廃棄物は、ほとんど県外処分に依存しています。

このように、県外委託処理については資源化、最終処分両方併せて22,200tあり発生量から見ますと6%と少ないですが、地域内には管理型の最終処分場がなく、大阪湾フェニックスの対象地域でもないため、ほとんどが大阪府、三重県、奈良県で委託処理されています。

地域内での産業廃棄物の処理施設は、26ページに記載していますが、木くず、がれき類の破碎処理施設が主であり、最終処分場については、以前新宮市が保有していた施設がありましたが、現在は利用されてなく、一箇所もないというのが現状です。

このため地域の特色である梅加工、水産加工からの有機性汚泥、動植物性残渣を処分する施設がないため、県外への依存が高く運搬費用、処分場での搬入規制等などにより、処理費用が高騰し、地域内の地場産業の経済活動への影響を与えています。

以上、前回の指摘もあり、再度事業者業の種別、種類別のさらに詳しい調査を行いたいと考えています。今後委員会として事業者にどんなことを求めていくのかを調査に反映したいと考えますのでご意見があれば、と思っています。

次に前回資料27ページのし尿浄化槽汚泥の排出・処理の現状と課題です。

地域内では、163千t発生していますが、脱水処理されることで減量化量が大きくなっています。

163千t発生し、減量化量が160千t、資源化が1千t、3千tが最終処分されています。この最終処分については田辺市、南部町、南部川村、龍神村で構成している清浄館の処理能力を超えるし尿が搬入され、関係者の理解のもと、海洋投棄を行った3千tです。このため処理能力を1日112klから170klに増量する改良工事を15年度より着手しています。

また、紀南地域は公共下水道の普及が遅れており、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の普及が増えている関係から、その汚泥の搬入が高くなってきています。し尿処理施設は、生し尿の処理が主であり、汚泥処理には追いつかない、のが現状です。

そのため清浄館のほか、白浜町、上富田町、大塔村、中辺路町で構成する富田川衛生施設

組合も施設が老朽化したために改良工事を行う予定です。し尿につきましては、市町村の合併はあるにせよ、今の施設を改良して継続使用していきたいということです。

(委員長)

今説明いただいたことについて、本日は検討する時間はありません。このことについて、質問はないですか。

アンケート調査で産業廃棄物の詳しいデータ、実態を調べたいとのこと。どんな事業者を対象にするのか、また今後のことですが、検討委員会へ産業廃棄物に関係する方を招き意見を聞かせてもらう機会も考えています。

産業廃棄物の問題は複雑多岐です。大体的話では理解ができませんので、関係する方も多岐に渡りますので、どんな方に来てもらったらいいのか、について意見等ありませんか。

(副委員長)

時間もありませんし、個々のことについては皆さんたくさん確認したいことが出てくると思いますので、事務局が説明したことを文章でまとめてもらえませんか。

結局事務局が説明したかったことは、この地域に管理型の産業廃棄物の最終処分場が無い、どうしてもそこで処分しなければならない産業廃棄物は、地域の地場産業から発生している、それにどう対処するのかという基本方針を明確にする必要がある。

このことを、数字をベースに説明されたが明確でない。県外依存が高いのは何か、24、25ページの表を見れば分かるのでしょうか、説明してもらった要点を箇条書きにしてもらった方が、議論を進めるのに同じ土俵で行いやすいと思いますので是非お願いしたい。

(委員)

今日の生ごみの問題と産業廃棄物の有機性汚泥、動植物性残渣等も有機物ですね。堆肥化などの方法はあるが、有機物に対して勉強をした方がいいと思います。事務局だけでなく、皆さんも調べて次回具体的にどんな方法があるのか、いろんな問題点もあるので、その再認識をする意味でも次回取り上げたらどうですか。

(委員長)

県では、農林水産部がそのような有機性廃棄物の資源化についての委員会を3年ほど前に設立しているので、その辺のところを聞かせてもらいたい。また各委員もいろんな知識をお持ちでしょうから、また聞かせていただきたいと思います。

今、副委員長が言ったように、今日の説明だけではいろんな議論ができかねると思いますので、次回紀南地域の産業廃棄物についてもう少し整理したデータを出してもらい議論を深めたいと考えます。本日は概況をお聞きしたということで、ご了承願います。

次回は産業廃棄物の現状と課題について踏み込んだ議論となりますので、よろしく願います。

その他ですが、事務局から願います

(事務局)

当協議会のホームページを6月10日に開設しますので、ご覧ください。

(委員長)

資料ですが、資料の配付、利用方法について事務局で、もう少し見やすくなるよう工夫してください。

次回は7月5日、土曜日、産業廃棄物、し尿の問題についてもう少し詳しく話をするということをお願いします。それでは、第3回委員会を終了します。